

水道工事図面作成基準の改定について

令和8年4月

水道課計画係

1. 水道工事図面作成基準の改定について

伊丹市上下水道局では、令和8年4月より伊丹市上下水道局水道工事図面取扱要領を廃止するとともに、水道工事図面作成基準の改定を行いました。主な改定内容は、次の各号に示す通りです。なお、誤字脱字又は字句の表現の修正等、軽微な修正については、本件に記載しておりませんので、適宜、改定後の基準をご確認ください。

2. 主な改定内容

① 第2章 設計図面

(1) 2-3. 色、線種及び文字サイズ等の設定 (p.8 ~ p.10)

- ・ 色名及び線種等の一部について変更
- ・ 注釈（撤去・新設及び新設、排水管、その他、国庫補助対象工事、寄附採納）について追記
- ・ 文字（色名）について追記

(2) 2-4. 図面の種類と縮尺 (p.10)

- ・ 縦断面図について追記
- ・ 配管図の記載順について変更

(3) 2-5. 作図上の表示 (p.10)

- ・ タイトル及び縮尺について追記
- ・ 配管図に係る方位記号について追記

(4) 2-6. 図面の構成及び作成基準 (p.11 ~ p.17)

- ・ 位置図の内容（縮尺、色名）について追記
- ・ 平面図の内容（縮尺、図面が複数枚にわたる場合）について追記
- ・ 配管図の記載順について変更
- ・ 配管図の内容（図面が複数枚にわたる場合、省略記号を使用する場合、色名）について追記又は変更
- ・ 水管橋等詳細図の内容（伸縮継手又は可撓継手を使用する場合、表2-4の記入方法）について追記

② 第3章 竣工図面

(1) 3-4. 図面の種類と縮尺 (p.20 ~ p.21)

- ・ 縦断面図について追記
- ・ 配管図の記載順について変更

(2) 3-5. 作図上の表示 (p.21)

- ・ タイトル及び縮尺について追記
- ・ 配管図に係る方位記号について追記

(3) 3-6. 図面の構成及び作成基準 (p.21 ~ p.27)

- 位置図の内容 (縮尺、色名) について追記
- 平面図の内容 (図面が複数枚にわたる場合) について追記
- 配管図の記載順について変更
- 配管図の内容 (図面が複数枚にわたる場合、省略記号を使用する場合、色名、鉄蓋を埋設した場合) について追記又は変更
- 給水管切替図の内容 (縮尺、給水集計表へ記入する項目の説明) について追記
- 引照点図の内容 (鉄蓋を埋設した場合) について追記
- 水管橋等詳細図の内容 (伸縮継手又は可撓継手を使用する場合) について追記

(3) 3-7. 竣工図面の提出 (p.27)

- 竣工図面に不備があった場合について追記

③ 第5章 参考事例集

(1) 5-1. 水道施設記号集 (p.38 ~ p.42)

- 配管図の管の表記について変更

(2) 5-2. 図面例示 (p.43 ~ p.50)

- 各種変更する内容を踏まえて変更